

緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業補助金の 事務手続きについて

1. 事業実施（県立ハローワーク「ささえあい求人」により新規雇用した者に対し賃金を支払う事業）

2. 交付申請書提出（事業完了後1月以内の日又は令和3年3月5日まで）

○交付申請書は、下記提出先（県立ハローワーク）に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

○詳細は補助金交付要綱又は補助金募集要領を御確認ください。

3. 内容審査

○2.で提出された事業内容を県雇用政策課で審査します。

4. 交付決定兼交付額確定通知書送付（交付申請から原則30日以内）

◎補助金の支払

※交付決定通知兼額確定通知の送付後、2週間程度で補助金を支払います。

※交付申請書は、最寄りの鳥取県立ハローワークへ提出してください。

鳥取県立鳥取ハローワーク

〒680-0835 鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内
電話：0857-51-0501、ファクシミリ：0857-51-0502

鳥取県立倉吉ハローワーク

〒682-0023 倉吉市山根557番地1 パープルタウン1階
電話：0858-24-6112、ファクシミリ：0858-24-6113

鳥取県立米子ハローワーク

〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階
電話：0859-21-4585、ファクシミリ：0859-21-4586

鳥取県立境港ハローワーク

〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階
電話：0859-44-3395、ファクシミリ：0859-36-8609



↑県立ハローワークのWebサイトへ移動

※制度全般については鳥取県雇用政策課へお問合せください。

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

〒680-8570 鳥取市東町1-220（本庁舎7階）
電話：0857-26-7229、ファクシミリ：0857-26-8169



↑雇用政策課のWebサイトへ移動